（様式第５号）

共同事業体協定書

（目的）

第１条 当共同事業体は、東大阪市一般介護予防事業業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第２条 当共同事業体は、○○○共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当事業体は、事務所を○○市○○町・・・に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当事業体は、令和 年 月 日に成立し、当該事業期間の満了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 当該施設の受託者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該事業にかかる協定が締結された日に解散するものとする。

（構成団体の住所及び名称）

第５条 当事業体の構成団体は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者

所在地

商号又は名称

代表者

（代表構成員、代表者）

第６条 当事業体は○○○を代表団体とし、代表団体の代表者を当事業体の代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当事業体の代表団体は当該業務の履行に関し、当事業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、東大阪市と折衝する権限並びに申請書類の提出、当該業務に関する委託契約の締結、委託料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条 当事業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行に関する基本的事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該業務の履行にあたるものとする。

（構成団体の責任）

第９条 各構成団体は、当該業務の履行及び再委託契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２ 当該業務の履行にかかる各構成団体の業務分担及び出資の割合については、別表のとおりとする。

３ 構成団体間の責任割合については、代表団体の責任を最大とする。

４ 第２項に基づく別表は、東大阪市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

５ 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌し、構成団体が協議して評価するものとする。

（取引金融機関）

第 10 条 当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、代表団体名義の別口預金口座によって取引きするものとする。

（決算）

第 11 条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第 12 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第 13 条 構成団体は、東大阪市及び構成団体全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２ 構成団体のうち当該業務履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、東大阪市の承認がある場合に限り、残存構成団体が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成団体の除名）

第 14 条 当事業体は、構成団体のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成団体全員及び東大阪市の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）

第 15 条 構成団体のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第 13 条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第 16 条 代表団体が脱退し若しくは除名された場合又は代表団体としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表団体に代えて、他の構成団体全員及び東大阪市の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表団体とすることができるものとする。

（構成団体の加入）

第 17 条 前２条の規定による構成団体の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第１３条第２項の規定にかかわらず全ての残存構成団体及び東大阪市の承認を得て、新たな構成団体を当事業体に加入させることができる。

（解散後の契約不適合責任）

第 18 条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり○○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、１通を東大阪市に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同事業体の名称　 ○○○共同事業体

代表構成員

所在地

名 称

代表者の氏名 　　　　　　　　　　印

構成員

所在地

名 称

代表者の氏名 　　　　　　　　　　印

別表

○○○共同事業体の業務分担と共通業務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成団体名（団体名） | 業務分担 | 出資割合 |
| （代表団体）○○法人○○○ | １． ○○の管理に関すること２． △△の運営に関すること | 〇〇% |
| （構成団体）○○○株式会社 | １． ○○の管理に関すること２． △△の運営に関すること | 〇〇% |
| 構成団体が共通して行う業務 | １．△△の運営に関すること |  |

注１ 上記「業務分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記載する。

注２ 本協定書第９条第４項の定めるところにより、上記業務分担表は、東大阪市及び構成団体全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。